

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策1 子育て支援の充実 (1)働く子育て家庭の支援						
保育所等運営支援事業			保育事業を私立保育所(13保育園)及び管外保育園に委託し、その運営費を補助する。 焼野・須恵・さくら・伸宏・姫井・石井手・西高泊・真珠・貞源寺・貞源寺第二・あおい・桃太郎園、こぐま保育園及び管外保育園。	R1以前～ R9以降	1,382,932	子育て支援課
幼稚園等運営支援事業			子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格(運営費)を施設型給付費として支給する。 平成27年度に小野田小百合幼稚園が、平成28年度に高千帆小百合幼稚園、平成31年度に小野田めぐみ幼稚園が新制度に移行。	R1以前～ R9以降	181,542	子育て支援課
地域型保育事業運営支援事業			民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行う。	R1以前～ R9以降	21,533	子育て支援課
公立保育所運営事業		スマイル エイジン グ	公立保育所で保育を実施する。 (R4から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園)	R1以前～ R9以降	387,419	子育て支援課
小野田地区公立保育所整備事業	2-(1)		公立保育所の老朽化や児童数の不均衡を改善するため、公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R2～ R9以降	47,809	子育て支援課
公立保育所環境整備事業			公立保育所は老朽化が進み、園児に対して危険が及ぶ可能性がある箇所がある。保護者が安心して児童を通わせることができるよう、再編整備が完了するまでの間においても、緊急的に修繕が必要な箇所について、所要の修繕等を行う。 また、遊具等の部品も老朽化が進み、修繕または買い替えが必要である。 令和5年度は厚陽保育園の年中児室の床を補修する。	R1以前～ R9以降	153	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	77	子育て支援課
新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業			新型コロナウイルス感染症対策のため、職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費のほか、衛生用品等の購入や消毒に必要な経費を補助する。公立保育園は直接備品等を購入し、私立保育園は私立保育園が購入した備品等に対して補助する。	R1以前～ R5	8,000	子育て支援課
保育所等ICT化推進等事業			私立保育所等の保育士の業務負担軽減を図るために保育の周辺業務や補助業務(保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登校園管理等の業務)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	R3～ R5	750	子育て支援課
認定こども園整備助成事業			認定こども園の整備に対し補助することで、認定こども園の健全な運営に寄与するとともに、教育・保育環境を整えることで安全な教育・保育を行うことができる。 また、認定こども園に移行するための施設整備について補助することにより、定員を確保し、待機児童の解消を図る。	R5	183,375	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
一時預かり事業	2-(1)		私立保育所(5園:須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・ねたろう・厚陽)においても実施している。	R1以前～ R9以降	1,404	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)	2-(1)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R1以前～ R9以降	2,961	子育て支援課
延長保育事業	2-(1)		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R1以前～ R9以降	12,391	子育て支援課
障がい児保育事業	2-(1)		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額74,140円、軽度障害児月額29,730円と設定しているが、この額は、重度障害児は平成16年度から、軽度障害児は平成23年度から変わりが無い。 各私立保育園で障がい児の受け入れを行い、職員の加配を行っているが、加配に見合うだけの補助単価とは言い難いため補助金額の改定を行い、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円とする。	R1以前～ R9以降	14,184	子育て支援課
保育所保険料補助事業			入所児童の安全管理のための任意の賠償責任保険の加入契約に伴う保険料を保育所の定員によりその一部を補助する。	R1以前～ R9以降	90	子育て支援課
多子世帯応援保育料等軽減事業(保育所)			対象児童が保育所に入所した場合に保育料を減免(半額又は全額)する。 平成27年度から年齢制限をなくし拡充された。 対象児童が民間保育サービス入所した場合は保育料を助成する。(5万円限度) 令和元年10月以降は、幼児教育・保育の無償化の実施により、保育料については3歳未満のみが対象となり、新たに、3歳以上の児童の副食費について補助の対象となった。	R1以前～ R9以降	2,410	子育て支援課
私立幼稚園特別支援事業			私立幼稚園特別支援教育費補助金(単県補助分)交付要綱に定める障がい児が在園する私立幼稚園に対し、財団法人山口県私立幼稚園協会が補助金を交付する場合に、市が協会に対して補助金を交付する。	R1以前～ R9以降	393	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)	2-(1)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休暇期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休暇期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R1以前～ R9以降	4,827	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業	2-(1)		児童クラブの需要の増加や施設の老朽化に対応するため、児童クラブの運営に必要な備品の整備や施設改修を行う。令和5年度は、老朽化により風力が低下している本山児童クラブのエアコンと、耐用年数を超過している須恵児童クラブと高泊児童クラブのエアコンを更新する。また、床材が劣化し表面がはがれている須恵児童クラブの床にCFシートを張る。	R1以前～ R9以降	6,596	子育て支援課
児童クラブ室整備事業			くし山公園内に設置している仮施設を令和5年5月末までに撤去をするが、その際に原状回復として、仮施設設置のときに支障があったため撤去したブランコを再設置する。	R3～ R5	2,500	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
住民情報系システム帳票 アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	260	子育て支援課
新型コロナウイルス感染症 対策事業費補助事業			新型コロナウイルス感染症対策のため、国の補助金を活用し、延長保育事業(13か所)、放課後児童健全育成事業(21か所)、子育て短期支援事業(1か所)、地域子育て支援拠点事業(4か所)、一時預かり事業(6か所)、病児保育事業(2か所)、ファミサポ事業(1か所)に補助を行う。	R1以前～ R4	15,750	子育て支援課
放課後児童対策事業(放 課後児童クラブ)(臨時分)			【児童クラブ業務委託】 児童クラブ事業において、支援員を確保し、今後も安定的に児童クラブ事業を運営していくために配置する職員体制を改め、その変更分を委託料に加味した業務委託とする。 【障害児受入推進事業】 児童クラブにおいて、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置することで、児童クラブの円滑な実施を図る。	R4～ R9以降	163,513	子育て支援課
病児保育事業	2-(1)		病気中や病気回復期のために集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	23,986	子育て支援課
子育て短期支援事業	2-(1)		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R1以前～ R9以降	248	子育て支援課
養育支援訪問事業	2-(1)		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する(訪問は保健師が実施。)	R1以前～ R9以降		子育て支援課
子育てワンストップ事業			子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付ける。 対象となる手続き 子育て支援課:児童手当、児童扶養手当、保育健康増進課:母子保健	R1以前～ R9以降		子育て支援課
副食費補足給付事業			幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、低所得世帯(第1階層～第3階層)及び第3子の副食費を補助する。	R1以前～ R9以降	3,780	子育て支援課
施設等利用給付事業			令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施により行われる事業。 3歳以上の児童及び非課税世帯の保育料を無償化するもの(上限あり)。 対象施設は、新制度未移行幼稚園、認可外保育施設等。	R1以前～ R9以降	123,813	子育て支援課
病児保育ICT化推進事業			病児保育施設の職員の業務負担軽減を図り、また、LINEやWebを利用した施設の検索や予約を可能とすることにより利用者の利便性を向上させるためにICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助する。	R5～ R10以降	454	子育て支援課
(2) 子育ての不安と負担の軽減						
地域子育て支援センター事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R1以前～ R9以降	25,194	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども・子育て支援事業計画推進事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、教育・保育の量や確保方策などの評価、点検を行う。また、新規の事業を行う場合、必要に応じて協議会に諮り、委員の意見を聞く。 計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間。中間年の令和4年度に計画の見直しを行った。	R1以前～ R9以降	160	子育て支援課
子育て支援情報発信事業			子育て支援情報発信を充実させるため、令和4年度に導入した「母子モ」の管理・運営を行う。	R1以前～ R9以降	660	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	2-1)	スマイル エイジ ング	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R1以前～ R9以降	20	子育て支援課
子ども・子育て支援事業計画策定事業			令和元年度に策定した「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」について、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間となり、次期計画策定に向けて令和5年度にニーズ調査、令和6年度に計画策定業務を行う。 また令和元年度に「子どもの貧困対策法」が改正され、市町村による策定が義務化された「子ども貧困対策推進計画」を次期子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むため、ニーズ調査と併せて貧困対策に係るアンケート調査も同時に行う。調査、分析を実績、ノウハウのある専門業者に委託することで、正確なデータを取得し、将来の子育て支援施策に実態を反映させ、子育てしやすいまちづくりを推進していく。	R1以前～ R9以降	3,872	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	2-1)	スマイル エイジ ング	子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談助言、情報交換や交流を行い、妊娠期から寄り添った継続的な支援を各事業と連携して行うことで、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R1以前～ R9以降	7,096	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	2-1)	スマイル エイジ ング	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。	R1以前～ R9以降	805	子育て支援課
ベビースマイル事業	2-1)	スマイル エイジ ング	子育て総合支援センタースマイルキッズで、子育て中の市民と一緒に子育て世代の親子が参加できるイベントの企画運営を行うとともに、子育て世代のサークル活動やイベント企画実施等を支援することにより、子育て世代の交流の促進、趣味・特技がいかせる場を提供する。	R1以前～ R9以降	300	子育て支援課
児童手当支給事業			中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給する。 ■支給額(月額):3歳未満15,000円、3歳～小学生(1、2子)10,000円、3歳～小学生(3子以降)15,000円、中学生10,000円、所得制限以上所得上限未満5,000円、所得上限以上未支給	R1以前～ R9以降	873,376	子育て支援課
特別児童扶養手当事業			身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母等に特別児童扶養手当を支給するための申請を受けて県に進達する。	R1以前～ R9以降	133	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	305	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
乳幼児・ひとり親家庭医療費助成事業	2-(1)		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R1以前～ R9以降	113,382	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業	2-(1)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R1以前～ R9以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業	2-(1)		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。ただし、令和5年7月診療分までは所得制限(父母の市民税所得割額の合計が136,700円以下)あり。	R1以前～ R9以降	71,000	子育て支援課
養育医療給付事業	2-(1)		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R1以前～ R9以降	7,020	子育て支援課
子ども医療費助成拡充事業	2-(1)		子育て世代の経済的負担軽減を目的として、平成28年8月から対象年齢を拡充し、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分のうち1割分を助成し、令和2年8月から助成割合を2割に拡充、令和3年8月から助成割合を3割(全額)に拡充した。ただし、子どもの父母の市町村民税所得割の額が136,700円を超える世帯は対象外であったため、令和5年8月診療分から所得制限を撤廃し、小学校1年生から中学校3年生までの児童全員を対象とする。	R5～ R9以降	30,554	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	407	子育て支援課
小学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる児童又は小学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R2以前～ R10以降	23,527	学校教育課
中学校就学援助事業(生保・就学援助対象者分)			経済的理由により就学困難と認められる生徒又は中学校就学予定者の保護者に対し、必要な援助を行うため、就学援助費(学用品費購入費等)を支給する。	R2以前～ R10以降	32,619	学校教育課
学校保健に係る医療費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒が学校検診で特定の疾病に罹患していることが判った場合、その疾病を治療するための医療費を助成する。	R2以前～ R10以降	510	学校教育課
学校給食に係る給食費助成事業(就学援助)			就学援助の認定を受けた児童生徒の保護者に対して、給食費を支給する。	R2以前～ R10以降	56,015	学校教育課
交通遺児助成金支給事業			交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給する。	R2以前～ R10以降	140	学校教育課
子育て応援ギフト事業	2-(1)		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ件wiseの相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、出生届を提出した子育て世帯に子育て応援ギフトを支給する。	R4～ R10以降	17,556	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
入学祝い給付事業	2-(1)		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。また、令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても祝金を給付する。	R4～ R9以降	51,270	子育て支援課
伴走型相談支援事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援と一体化し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実する。	R4～ R10以降	2,974	健康増進課
出産応援ギフト事業	2-(1)		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う事業のうち、妊娠届を提出した妊婦に出産応援ギフトを支給する。	R4～ R10以降	17,638	健康増進課

(3)地域社会での子育て支援

児童館管理運営事業		スマイル エイジ ング	市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R1以前～ R9以降	43,033	子育て支援課
児童館管理運営事業(臨時分)		スマイル エイジ ング	小野田児童館廃止に伴い設備の撤去を行う。	R5	165	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行。	R1以前～ R9以降	307	子育て支援課
地域組織活動育成事業	2-(1)	スマイル エイジ ング	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R1以前～ R9以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業		スマイル エイジ ング	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R1以前～ R9以降	517	子育て支援課
地域子ども健全育成事業	2-(1)		小野田児童館の廃止に伴い、小野田児童館で実施していた児童の健全育成事業を事業形態を振り替えて実施する。毎月2回程度地域交流センター等を活動場所として、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう魅力的な遊びを提供する。	R5～ R9以降	1,716	子育て支援課

(4)配慮が必要な子どもと家庭の支援

家庭児童相談事業	2-(1)		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R1以前～ R9以降	70	子育て支援課
児童扶養手当支給事業			18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給する。ただし、所得による一部停止、全部停止あり。 ※支給額(R5.4月現在):全部支給 44,140円(1人)、2人目は10,420円加算、3人目以降は6,250円加算(金額は全部支給の場合)	R1以前～ R9以降	279,399	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業			ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援する。	R1以前～ R9以降	13,006	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ひとり親福祉事業			母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条第1項の規定に基づき、母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行う。	R1以前～ R9以降	87	子育て支援課
母子生活支援事業			児童福祉法第23条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	R1以前～ R9以降	5,500	子育て支援課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2～ R9以降	50	子育て支援課
なるみ園運営事業			児童発達支援事業所なるみ園の管理運営を指定管理者に行わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施する。	R1以前～ R9以降	8,525	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業	2-(1)		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R1以前～ R9以降	127	子育て支援課
(5) 母子保健サービスの充実						
乳児健康診査事業		スマイル エイジン グ	出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R2以前～ R10以降	6,437	健康増進課
幼児健康診査事業		スマイル エイジン グ	母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R2以前～ R10以降	2,129	健康増進課
発育・発達事業		スマイル エイジン グ	母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R2以前～ R10以降	201	健康増進課
妊婦健康診査事業	2-(1)	スマイル エイジン グ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券を交付(14回)し、妊婦健康診査を実施。	R2以前～ R10以降	38,602	健康増進課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付		スマイル エイジン グ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊婦届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R2以前～ R10以降	70	健康増進課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	2-(1)	スマイル エイジン グ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインでも開催する。	R2以前～ R10以降	297	健康増進課
母子保健健康教育事業	2-(1)	スマイル エイジン グ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための幼児食ひろばを開催する。オンラインに関しては、感染症拡大で、対面での実施が困難な時のみ実施する。	R2以前～ R10以降	253	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
発育・発達事業(療育教室)	2-1)	スマイル エイジン グ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R2以前～ R10以降	234	健康増進課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	2-1)	スマイル エイジン グ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときいつでも対応できるよう、随時に対応する。新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて来所できない場合はオンラインでの相談も含めて継続して対応する。	R2以前～ R10以降		健康増進課
母子家庭訪問指導事業	2-1)	スマイル エイジン グ	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R2以前～ R10以降		健康増進課
子育て世代包括支援センター(母子保健型)	2-1)	スマイル エイジン グ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行う子育て世代包括支援センターを運営する。	R2以前～ R10以降	3,138	健康増進課
産婦健康診査事業	2-1)	スマイル エイジン グ	産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施する。産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を構築する。	R2以前～ R10以降	3,512	健康増進課
産後ケア事業	2-1)	スマイル エイジン グ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R2以前～ R10以降	618	健康増進課
不妊治療費助成事業	2-1)		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R2以前～ R10以降	1,780	健康増進課
母子保健推進員育成・活動支援事業	2-1)	スマイル エイジン グ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R2以前～ R10以降	581	健康増進課
妊婦歯科健康診査事業	2-1)	スマイル エイジン グ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心してできるように支援する。	R2以前～ R10以降	804	健康増進課
多胎妊産婦支援事業	2-1)	スマイル エイジン グ	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4～ R10以降	95	健康増進課
母子保健事業における新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業			子育て世代包括支援センターコソシエ、乳児全戸訪問、養育支援訪問の母子保健業務を行う職員及び母子保健推進員、母子保健事業利用者に対して新型コロナウイルス対策のためにマスク、消毒薬等の購入を行う。	R4～ R5	700	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
葉酸サプリメント配布事業	2- (1)	スマイル エイジ ング	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障がい等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまで妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R10以降	242	健康増進課
基本施策2 高齢者福祉の充実						
(1)生涯現役社会づくりの推進						
介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジ ング	第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業		スマイル エイジ ング	第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	303	高齢福祉課
敬老会運営補助事業			毎年9月の敬老月間にあわせて地区社協主催により敬老会を開催。地区最高齢者、米寿者へ記念品の贈呈やアトラクションを行い、長寿を祝う。市内11地区で開催される敬老会の運営に対する補助。	R2以前～ R10以降	5,364	高齢福祉課
敬老月間啓発事業			100歳長寿者に対する市長の表敬訪問。88歳及び100歳以上の高齢者に対する市長と保育園児又は幼稚園児合作の敬老祝カードの贈呈。市内事業所による敬老お祝いセールの実施。小中学生の敬老意識醸成事業として、敬老ポスターや作文の募集。	R2以前～ R10以降	555	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)		スマイル エイジ ング	単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R2以前～ R10以降	1,431	高齢福祉課
老人福祉作業所と利用促進			老人福祉作業所(4箇所)を運営する上で必要な経費(光熱水費、通信運搬費(電話料)、手数料(汲取り)、保険料(建物損害)、設備保守(消防)等)等の費用の負担	R2以前～ R10以降	246	高齢福祉課
全国健康福祉祭参加祝い金支給事業(ねんりんピック出場者祝い金)			ねんりんピック出場者壮行会を開催し、出場者に祝い金を贈呈する。	R2以前～ R10以降	50	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業		スマイル エイジ ング	市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R2以前～ R10以降	1,800	高齢福祉課
(2)高齢になっても住みよい地域づくり						
総合相談・支援事業(地域包括支援センターの充実)			高齢者が地域で安心して生活を継続できるよう、高齢者に関する様々な相談を受け、適切なサービス等につなぎ、継続的且つ専門的に支援を行う地域包括支援センターの機能を強化させる。また、サブセンターの継続設置により、総合相談機能の強化を図る。	R2以前～ R10以降	33,067	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
包括的・継続的ケアマネジメント業務			高齢者が地域で暮らし続けていくことができるよう、個々のケアマネジャーのサポートを行う。高齢者を支援するケアマネジャーに対し、自立支援に資するケアマネジメントの実践が可能となる環境整備を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上を図る。また、主任ケアマネジャーの実践力向上のための支援及び情報交換を行う。	R2以前～ R10以降	60	高齢福祉課
地域ケア会議推進事業			ケアマネジメントを通じて、介護等が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を地域全体お出支援していくことを目的に、多職種で構成される地域ケア会議を開催するとともに、個別ケースにおいて抽出された地域課題を地域づくりや政策形成へ結び付けていく。	R2以前～ R10以降	188	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業			医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目ない在宅医療と介護の提供体制の構築を推進するため、地域の実情を把握・分析し、地域住民や医療・介護関係者と課題を共有し、医療と介護の関係者との協働・連携を推進することを目的とするもの。	R2以前～ R10以降	477	高齢福祉課
生活支援サービスの体制整備事業		スマイル エイジ ング	単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に「第二層協議体」を小学校区(埴生・津布田は1か所)毎に設置する。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R2以前～ R10以降	9,425	高齢福祉課
権利擁護事業			判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利を護るため、成年後見制度の活用促進や老人福祉施設への措置、虐待の対応、消費者被害の防止などを行う。また高齢者虐待の防止および対応を強化させるため、関係機関との連携を強化する。	R2以前～ R10以降	86	高齢福祉課
成年後見利用支援事業			市長申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬助成を行う。	R2以前～ R10以降	3,122	高齢福祉課
成年後見制度利用促進体制整備推進事業			山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用が必要なものが制度を利用できる地域体制を構築するため、普及啓発や地域の関係機関との連携ネットワークの構築に取り組む。また、計画の進捗管理を行い、令和7年度中に第2期の計画を策定する。	R2以前～ R10以降	217	高齢福祉課
高齢者の実態の把握			高齢者の生活実態や保健福祉サービスに対するニーズ等を調査・分析し高齢者福祉推進の基礎資料とするために、毎年5月1日を基準日とし民生委員が訪問により調査を実施。実施主体が平成28年度より山口県から本市に変更になった。	R2以前～ R10以降	47	高齢福祉課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。これらの策定及び進捗管理に伴い高齢者保健福祉推進会議を開催する。	R2以前～ R10以降	428	高齢福祉課
ケアセンターさんよう運営事業			ケアセンターさんよう(ケアハウス、デイサービスセンター、地域交流センター)の管理運営を平成18年度から平成36年度までの間、「医療法人社団光栄会」を指定管理者とし委託する。毎月、モニタリングを実施し施設の状況の把握に努める。	R2以前～ R10以降	3,688	高齢福祉課
建築基準法12条に基づく定期報告(小荷物専用昇降機及び防火設備の定期検査報告・ケアセンターさんよう)			建築基準法の一部を改正する法律の建築基準法第12条に基づく定期報告制度に係る部分が、平成28年6月1日に施行されたことに伴いケアセンターさんようも定期報告制度が必要になったため。	R2以前～ R10以降	457	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
老人保護措置事業			経済的あるいは環境的事由等により、在宅生活を継続または、今後在宅生活を始めることが困難であるおおむね65歳以上の高齢者等に対して、必要な手続きや調査を実施した後、養護老人ホームに入所させ、扶助費を支払う。 また虐待等で緊急分離が必要な場合は、ショートを含めた入所等を行う。	R2以前～ R10以降	207,500	高齢福祉課
フロン排出抑制法に基づく 定期点検			「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が平成25年6月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)と名称を改め、平成27年4月より全面施行された。このことに伴い、定期点検(3年に1回)が義務化された。(1回目は、法施行後3年以内の平成29年度に実施)	R2以前～ R10以降	264	高齢福祉課
介護保険利用者負担軽減 助成金支給事業			市内に住所を有する要介護認定等を受けた高齢者に対し、居宅サービスを受けるために要した費用について一定の割合で助成する。 助成対象居宅サービスは、ホームヘルプのみで申請に基づき交付する。	R2以前～ R10以降	72	高齢福祉課
寝具乾燥消毒サービス事業			市内在住の65歳以上で高齢者単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれらに準ずる世帯に属する者並びに心身障害者であって何らかの事情により、自らが使用する寝具類の衛生管理が困難な高齢者等に対して寝具乾燥消毒サービスを実施する。年に2回実施し寝具は、回収、配達する。	R2以前～ R10以降	349	高齢福祉課
入浴サービス事業			身体上等の障害があるために在宅での入浴が困難な者に対して、対象者を自宅まで送迎し施設での入浴サービスを提供する。	R2以前～ R10以降	446	高齢福祉課
訪問理美容サービス事業			身体上または精神上の障害があるため理髪店等に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅に訪問して理美容サービスを受けることができるようにする。理美容者の訪問費用の補助を行い、利用者は理美容サービス料のみ支払う。	R2以前～ R10以降	30	高齢福祉課
福祉電話利用助成事業			低所得のひとり暮らし高齢者等の孤独感を和らげるとともに、その安否確認や緊急連絡の手段の確保を図る等、各種のサービス提供を行うために電話を無料で貸与する。 助成内容は、毎月の電話料金基本料金。通話料については、各自利用者負担。	R2以前～ R10以降	600	高齢福祉課
高齢者相談事業			市が高齢者の介護予防生活支援の促進及び地域福祉の向上を図るために実施する。 市内5か所、決められた曜日に民生委員等が会場に出向き来場者の相談を受ける。	R2以前～ R10以降	392	高齢福祉課
緊急時短期入所事業			対象者を通常介護しているものが疾病等の理由により当該対象者の介護が困難になった場合で緊急に施設に入所させる必要が生じた時に介護老人福祉施設へ短期入所をさせる。市内在住の要介護者で介護保険による保険給付内での同様サービスの利用ができないものに限る。	R2以前～ R10以降	63	高齢福祉課
無年金者特別給付金支給 事業			国民年金制度その他の公的年金制度において、自らの責によらず年金たる給付を受けることができない市内の高齢者等に対して、福祉の向上を目的とした給付金の支給を行う。	R2以前～ R10以降	360	高齢福祉課
生活管理短期入所事業			市内に住む市民税非課税世帯に属する高齢者で(介護保険制度による要介護者及び要支援者を除く)日常生活を営むのに支障があると認められる者が、一時的に養護が必要となった場合に原則7日間を限度とし、養護老人ホームに短期入所させる。	R2以前～ R10以降	252	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高齢者福祉計画の策定及び進捗管理事業(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査:地域支援事業)			高齢社会における様々な課題に対し基本的な目標を定めその実現に向かって取り組むべき施策を明らかにするため3年を期間とし策定する。老人福祉法に定められている「老人福祉計画」および介護保険法に定められる「介護保険事業計画」を一体として策定し、進捗管理を行う。その中で、H29から実施される介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を、地域支援事業(一般介護予防評価事業)に該当する形で実施する。	R2以前～ R10以降	687	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業(地域支援事業:任意事業)		スマイル エイジン グ	高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談並びに急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R2以前～ R10以降	6,054	高齢福祉課
住宅改修支援事業(地域支援事業:任意事業)			居宅介護支援の提供を受けていない高齢者が住宅改修するにあたって、住宅改修費等支給申請に係る理由書を作成するケアマネージャーに費用の助成(1件当たり2000円)を行う。	R2以前～ R10以降	10	高齢福祉課
寝たきり高齢者介護見舞金支給事業(地域支援事業:任意事業)			在宅の寝たきり高齢者等(要介護が4又は5で非課税世帯で基準日以前1年間に介護保険のサービスを利用しなかったもの)を介護する家族に対して、その労苦を慰謝激励することを目的に介護見舞金(1人100,000円)を支給する。(基準日は6月1日)	R2以前～ R10以降	200	高齢福祉課
家族介護支援事業			市内の在宅高齢者を介護している家族に対し、介護者の交流事業を実施するなどし、家族の精神的、身体的な負担の軽減を図る。 家族介護者交流事業は、年に2回実施。	R2以前～ R10以降	628	高齢福祉課
紙おむつ等支給事業			紙おむつ等を常時必要とする在宅の寝たきり高齢者等(市民税非課税世帯)を介護する家族に対して、紙おむつ等の介護用品を申請により支給する。対象者に助成券を交付し、対象者は、この券を指定の店舗にて提示することで紙おむつ等の支給を受ける(月6,000円を上限)。今後、地域支援事業の任意事業の対象外になる可能性がある。	R2以前～ R10以降	6,075	高齢福祉課
「高齢者福祉サービス」システム維持管理(地域支援事業:任意事業)			高齢者福祉サービスシステム(COKAS-RAD2内にある)の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	195	高齢福祉課
(3)介護予防の推進						
介護予防普及啓発事業		スマイル エイジン グ	第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	1,023	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業		スマイル エイジン グ	生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。併せて介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R2以前～ R10以降	1,006	高齢福祉課
地域リハビリテーション活動支援事業			介護予防の推進に向け、バランスよく、より専門的に働きかけるために、理学療法士などリハビリ専門職等を活用した自立支援に資する取り組みを推進していく。具体的には住民への介護予防に関する技術的助言、介護職員等の介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援などを行う。	R2以前～ R10以降	53	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護予防把握事業		スマイル エイジン グ	訪問や関係機関との連携,あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R2以前～ R10以降	117	高齢福祉課
一般介護予防評価事業			PDCAサイクルに沿って効果的・効率的な取組を行えるよう、一般介護予防事業の実施状況を評価する。	R5～ R10以降		高齢福祉課
訪問型サービス(第一号訪問事業)			総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた訪問介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様な生活支援のニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	28,290	高齢福祉課
通所型サービス(第一号通所事業)			総合事業への移行にあたり、介護保険予防給付で提供されていた通所介護を地域支援事業で提供できるように体制を整備する。従来の要支援認定者及び基本チェックリストで本事業対象者となった者に対しその多様なニーズに対して多様なサービスが提供できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	143,343	高齢福祉課
介護予防ケアマネジメント(第一号介護予防支援事業)			高齢者が要支援状態になることをできるだけ防ぎ、たとえ要支援状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすることを目的に、介護予防に資するケアマネジメント(アセスメント及び計画作成等)を行う。(一部居宅介護支援事業所へ委託)	R2以前～ R10以降	6,788	高齢福祉課
総合事業給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に総合事業サービス費の審査・管理業務を委託する。	R2以前～ R10以降	677	高齢福祉課
高額介護予防・高額医療合算介護予防サービス費相当事業			総合事業によるサービス利用に係る利用者負担額が高額となる場合、限度額を超える部分を高額介護予防サービス費として申請者へ支給する。	R2以前～ R10以降	380	高齢福祉課
総合事業サービス事業所の指定及び指導監督事業			平成29年4月から開始した総合事業サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、総合事業の適正な運営の確保を図る。	R2以前～ R10以降		福祉指導 査室

(4) 認知症施策の推進

認知症に関する普及啓発事業		スマイル エイジン グ	今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症に関する普及啓発のためのイベントや認知症サポーター養成講座等の実施に力を入れていくとともに、認知症を自分の問題として捉え、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	185	高齢福祉課
徘徊高齢者等見守りネットワーク構築事業			今後増加していく認知症高齢者を地域で支えるために、認知症の理解を深め、認知症高齢者が行方不明になった時早期発見できる仕組みづくりを行うとともに、市民全体で認知症を支えていく意識の醸成を高める	R2以前～ R10以降	109	高齢福祉課
認知症地域支援推進事業		スマイル エイジン グ	認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の容態に応じた効果的な支援が行われる体制整備や地域づくりの役割を担う認知症地域支援推進員を配置し、関係機関のネットワークの構築や認知症の人やその家族の支援、チームオレンジの設置、認知症カフェの設置の取組などを行う。また、認知症ケアバスの作成及び運用を行う。	R2以前～ R10以降	1,014	高齢福祉課
認知症初期集中支援推進事業			認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。	R2以前～ R10以降	310	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(5)介護(予防)サービスの充実						
介護サービス提供事業			要介護の認定を受けた被保険者が安心して暮らせるように介護状態に応じて、デイサービスやホームヘルプ等の在宅サービスや特別養護老人ホームや老人保健施設等の施設サービスを提供を行う。	R2以前～ R10以降	5,788,727	高齢福祉課
介護予防サービス提供事業			要支援認定を受けた被保険者が、できる限り自立した生活を送れるよう、状態の維持や改善を重視したデイサービスやホームヘルプ等の介護予防サービス(予防給付)の提供を行う。	R2以前～ R10以降	150,650	高齢福祉課
介護保険施設サービス利用者負担軽減事業			低所得者に対して介護4施設の居住費・食費が過重な負担とならないよう補足給付をおこなう	R2以前～ R10以降	130,345	高齢福祉課
高額介護・高額医療合算介護サービス費支給事業			介護サービスの利用料(同一世帯の居宅サービス・施設サービスの合計額)の1か月の自己負担が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について「高額介護サービス費」として支給する。また、介護保険と医療保険における自己負担の合算額が一定の上限額を超えた場合は、「高額医療合算介護サービス費」を支給する。	R2以前～ R10以降	168,104	高齢福祉課
指定介護予防支援業務			介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況及び環境等を勘案したケアプランを作成するとともに、サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う	R2以前～ R10以降	9,870	高齢福祉課
地域密着型サービス指導監督事業			グループホームなどの地域密着型サービス事業所に実地指導、運営委員会を通して、事業運営や介護報酬の取扱い、利用者の方への対応などについて指導・監査を行う。	R2以前～ R10以降	27	高齢福祉課
地域密着型サービス事業所の指定及び指導監督事業			介護保険法に基づき、地域密着型サービス事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、地域密着型サービスの健全かつ適正な運営の確保を図る。	R2以前～ R10以降	30	福祉指導監査室
居宅介護支援事業所の指定及び指導監督事業			山口県からの権限移譲により、平成30年4月から介護保険法に基づき、居宅介護支援事業所の指定及び各種届出の審査受理を行う。また、計画的に運営指導等を行い、居宅介護支援事業所の健全かつ適正な運営の確保を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監査室
(6)介護保険の円滑な運営						
介護給付管理事業			事務の円滑化・適正化を目的に国民健康保険連合会に介護給付サービス費(介護報酬)審査・管理業務を委託する。	R2以前～ R10以降	7,825	高齢福祉課
介護サービス給付費適正化事業			自立支援に資する適正なケアマネジメント及びサービス提供について、介護給付適正化委員会において協議し、助言をいただき、利用者により良いサービス提供ができるようにする。また年1回、介護サービス利用者へ介護給付費通知を行う。	R2以前～ R10以降	326	高齢福祉課
介護保険低所得者利用者負担対策事業			介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担額を減免する場合に、自らが負担した額が利用者負担金の総収入のうち一定割合を超えた社会福祉法人に対し、市がその超えた部分の一部を助成する(国、県の3/4の補助 国1/2、県1/4)	R2以前～ R10以降	35	高齢福祉課
介護保険管理事業			基金・償還事業を含めた介護保険制度全般における適切な運営管理を行い、介護サービスが安心して利用できる体制づくりを行います。	R2以前～ R10以降	7	高齢福祉課
介護認定審査事業			介護サービスを提供する場合は介護認定を行う必要がある為、対象者の調査・審査等の業務を行います。	R2以前～ R10以降	26,152	高齢福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
介護保険資格管理事業			介護保険サービスの提供及び介護保険料賦課を行う為、65歳以上の市民及び住所地特例者の第1号被保険者及び要介護認定者の第2号被保険者の介護保険資格の管理を行います。	R2以前～ R10以降	5,801	高齢福祉課
介護保険賦課徴収事業			介護保険料は、介護サービス給付費の財源として全体の23%を負担することとされている為、第1号被保険者の前年所得・世帯状況等勘案した保険料の賦課・徴収を行います。	R2以前～ R10以降	3,817	高齢福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやバスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	3,966	高齢福祉課

基本施策3 障がい者福祉の充実

(1)障がい福祉サービスの充実

各種障がい者手帳受付・証明事業			①障がい者有する人からの申請書を受理②県が発行した手帳の交付③手帳の種類や障がい内容、等級に応じた市や県の障がい福祉サービスについて説明④サービス利用の手続きを行う。山口県障害福祉関係事務費交付金要綱における身体障害者福祉法施行細則第15条に基づく経由事務。	R2以前～ R10以降	100	障害福祉課
障がい者計画等策定及び推進事業			山陽小野田市障がい者計画(障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込み、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定する。また、サービス毎の利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行う。	R2以前～ R10以降	216	障害福祉課
心身障害者扶養共済掛金助成事業			心身障害者扶養共済制度は、障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納入することにより、保護者が死亡又は重度障がいになったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給される山口県の事業である。本助成事業は、その掛金を完納した場合、掛金の1/2を助成する。	R2以前～ R10以降	210	障害福祉課
特別障害者手当等給付事業			日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい者(児)で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、年4回(5月、8月、11月、2月)に分けて手当を支給する。	R2以前～ R10以降	26,837	障害福祉課
在宅酸素濃縮器電気料助成事業			呼吸器機能障がい3級以上で、在宅において24時間酸素濃縮器を利用する方に電気料を助成する。(非課税世帯に限る)	R2以前～ R10以降	216	障害福祉課
自立支援給付事業(介護給付)			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。介護給付(「障害支援区分」の認定を受け、居宅介護や生活介護等を提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	679,860	障害福祉課
自立支援給付事業(訓練等給付)			計画相談支援の内容を基に、障がい福祉サービスの提供を行う。訓練等給付(主に就労に係るサービスの提供)利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	503,712	障害福祉課
自立支援給付事業(補装具給付)			失われた部位や部分を補って必要な身体機能を得るために補装具費を支給する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	12,000	障害福祉課
障害児通所給付事業			障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」(児童発達支援・放課後等デイサービス等)の提供を行う。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	312,242	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
審査システム導入事業			国保連合会から送信される請求データの審査を行い支払いを行う。支払い状況を点検するため、請求内容の誤りを防ぐためのツールとして専用ソフトを使用し給付の審査及び業務の効率化を図る。	R3～ R10以降	792	障害福祉課
障害者虐待防止対策支援事業			障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等の為、関係機関との連携を強化することを目的に山陽小野田市高齢者及び障がい者虐待防止協議会を開催するもの。	R3～ R10以降	6	障害福祉課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。これにより通知書等の印刷・封入封緘作業に要する作業時間を短縮することができる。	R2以前～ R10以降	30	障害福祉課
障がい者計画等策定及び推進事業(臨時分)			山陽小野田市障がい者計画(障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画)及び山陽小野田市障がい福祉計画、山陽小野田市障がい児福祉計画(障がい福祉サービス等の見込量、確保の方策を定める3年を1期とする計画)を策定し、上記3つの計画の印刷を行う。	R2以前～ R10以降	100	障害福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業			内容: 受給者証を交付し、保険適用医療費の内自己負担分を助成する。 対象: 下記の①～⑥に該当する者のうち、所得要件を満たす障がい者 ①「身体障害者手帳」1,2,3級②療育手帳A③「精神障害者保健福祉手帳」1級④「障害基礎年金」1級⑤特別児童扶養手当1級⑥上記④⑤と同程度の障がいを有する者	R2以前～ R10以降	308,241	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業			小児慢性特定疾患児に、疾患があることを受給者証を確認し、日常生活用具の給付をする(所得要件等に応じた負担あり)。	R2以前～ R10以降	100	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業			補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入等に要する経費の一部を助成する。	R2以前～ R10以降	174	障害福祉課
更生医療給付事業(自立支援医療①)			「身体障害者手帳」の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	98,000	障害福祉課
育成医療給付事業(自立支援医療②)			18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる医療に対し、医療費を給付する。利用者負担は原則1割(世帯の収入により負担上限あり)。	R2以前～ R10以降	1,800	障害福祉課
精神通院医療給付事業(自立支援医療③)			精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による継続的な精神医療に対し、医療費の自己負担額を軽減する。市は申請書を受理し、県に進達する。県が決定後、受給者証を交付する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	障害福祉課
障がい者施設運営事業			指定管理者制度により、障がい者施設(みつば園、まつば園、のぞみ園)を運営する。	R2以前～ R4	6,305	障害福祉課
みつば園車両更新事業			みつば園の配備車両を、新しい車両に整備する。	R2以前～ R4	288	障害福祉課
みつば園厨房設備更新事業			みつば園の厨房設備の整備を行う。	R2以前～ R5	1,998	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
社会福祉法人指導監査事務事業			障がい者施設を運営する社会福祉法人の指導監査に関する事務を実施する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	障害福祉課
社会福祉法人地域協議会事業			所管する社会福祉法人が地域公益事業を含む社会福祉充実計画を策定する際に、地域協議会を開催し意見を聴取する。	R2以前～ R10以降	36	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱い及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として実施する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業(サービス)			支援の種類:①日常生活用具等給付②移動支援③日中一時支援④自動車運転免許取得費助成⑤自動車改造費助成⑥成年後見制度利用支援事業⑦点訳・音訳事業⑧訪問入浴サービス事業 申請者の要件を確認し、給付する。世帯の収入に応じた利用者負担あり。	R2以前～ R10以降	38,384	障害福祉課
保健・医療・福祉等連携事業			執行機関の附属機関である山陽小野田市自立支援協議会において、地域の障がい者の保健・医療・福祉・教育・就労等各種のサービスにおいて総合的な調整・連携のもと、障がい者が安心して地域で生活できるよう支援する。また地域の関係者が情報共有や協議を行う定例会や円滑な運営及び施策の推進のための運営委員会を開催する。課題によっては専門部会を置き解決に取り組む。	R2以前～ R10以降	80	障害福祉課
権利擁護推進事業			障がい者の権利擁護や虐待防止を推進するため、関係機関との連携を図り、ネットワークづくりを行うとともに、研修会を開催し、権利擁護や虐待防止についての普及啓発を行う。また、障がい者虐待予防について広くPRするとともに、虐待防止センターで虐待相談を受けた時には、早期にコア会議を開催し、情報収集に努め、対応を行う。	R2以前～ R10以降	20	障害福祉課
障がい者相談業務委託料			委託先:障がい者相談員 本人又は保護者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の行う業務に対する協力活動及び援護思想の普及啓発活動を行う。	R2以前～ R10以降	294	障害福祉課
地域生活支援拠点整備事業			障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	R2以前～ R10以降	19,692	障害福祉課
のぞみ園更新事業			のぞみ園は、昭和62年の開所時から36年が経過し、老朽化が進んでいることから、施設の建て替えに向けて実施設計等を行う。	R4～ R6	28,865	障害福祉課
みつば園改修事業			みつば園内にある変圧器が経年劣化しているため取替を行う。	R2以前～ R7	704	障害福祉課
障がい者福祉施設維持整備事業			障がい者福祉施設は、指定管理者制度を導入し運営しているが、指定管理者とのリスク分担により経年劣化や天災等の不可抗力による破損修復の内、市が負担すべき修繕を適宜行い施設を維持整備するもの。	R2以前～ R7	450	障害福祉課
指定特定相談支援事業者等指導監査事業			市が指定している特定相談支援事業者、障がい児相談支援事業者が行うサービス等の取扱い及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、会計処理に係る指導監査を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監査室

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)障がい者が安心して暮らせる地域づくり						
障がい者団体支援事業			障がい者団体(山陽小野田市障害者協議会、肢体不自由児(者)父母の会、山陽小野田市手をつなぐ育成会)の活動を支援するため、収支決算・予算書、事業計画・報告書等と併せて補助金申請を受け、審査の上決定を行い、補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	340	障害福祉課
福祉タクシー費助成事業			内容:タクシー乗車の際に要した初乗運賃を助成する。 対象:①「身体障害者手帳」1,2,3級②「身体障害者手帳」4級の下肢障がい、心臓機能障がい、呼吸機能障がい③療育手帳A、B④「精神障害者保健福祉手帳」1級のいずれかを所持する者	R2以前～ R10以降	23,247	障害福祉課
「障害者差別解消法」推進事業			「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行されたことにより、市は障がい者を理由とする差別を解消するための法的義務が生じた。心のバリアフリーの推進を図るために地域住民の理解を図るための講座を開催すると共に、地域の実情に応じた差別の解消のための取組みを主体的に行うネットワークとして障がい者差別解消地域支援協議会を開催する。また、合理的配慮に関する啓発を行う。	R2以前～ R10以降	144	障害福祉課
手話通訳者等配置事業(経常)			市が主催する講演会等や市が記者発表を行う際に、聴覚障がい者への意思疎通に関する合理的配慮の提供として、手話通訳者等を配置する。	R2以前～ R10以降	658	障害福祉課
ヘルプカード配布事業			障がい者が、緊急時や災害時、困った際に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードを作成し、対象となる方へ配布するとともに、周知啓発を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	障害福祉課
障がい者地域生活支援事業(地域づくり)		スマイル エイジ ング	支援の種類:①意思疎通支援事業②手話奉仕員等養成研修事業③障がい者スポーツ大会開催事業④自発的活動支援事業 障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができる共生社会を目指すため事業を実施する。	R2以前～ R10以降	6,289	障害福祉課
理解促進研修・啓発事業			障がいへの理解を深め、障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、主に精神障がいの理解についての普及啓発を目的とする研修・啓発(精神保健福祉講座)を行う。	R2以前～ R10以降	20	障害福祉課
手話通訳者設置事業(遠隔手話)			手話言語条例に規定する施策を推進するための方針により、ろう者(聴覚障がい者のうち手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者)が、周囲の状況を把握できず不安を感じたり、適切なサービスが受けられないことがないよう、コミュニケーション手段として手話を使用できる環境の整備として、遠隔手話サービスが窓口等で受けられる体制を整備する。	R3～ R10以降	170	障害福祉課
手話奉仕員等スキルアップ講座事業			聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員等を対象に、手話通訳のスキルアップ研修を行うことにより、手話通訳のレベルアップを図り、聴覚障がい者の意思疎通支援の円滑な実施を図る。	R2以前～ R10以降	230	障害福祉課
発達障害児地域支援体制強化事業			発達障害児やその家族等が、適切な支援を身近な地域で受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、市や関係機関と連携し、発達障害者支援センターとの重層的な支援体制を整備する。 児童発達支援センターの機能強化を図る事業。	R4～ R10以降	152	障害福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策4 地域福祉の推進 (1)地域福祉推進体制の整備・充実						
石丸総合館管理運営事業		スマイル エイジ ング	地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R2以前～ R10以降	3,363	市民活動推 進課
社会福祉法人指導監査事業			地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、平成25年4月から社会福祉法に基づき、主たる事務所及び実施する事業が山陽小野田市の区域を超えない高齢福祉に係る社会福祉法人の指導監査に関する事務を行うもの(会計処理に関するものについては、福祉指導監査室にて実施。)	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	高齢福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法(昭和26年法律第45号)一部改正に伴い、社会福祉充実残高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が開催することとなる。地域協議会は、既存の会議体である高齢者保健福祉推進会議の委員を活用する。	R2以前～ R10以降	44	高齢福祉課
社会福祉協議会支援事業			地域福祉事業は行政と社会福祉協議会が共に推進していく必要があるため、社会福祉協議会が組織運営するうえで不足する費用を市が補助する。	R2以前～ R10以降	66,763	社会福祉課
福祉センター管理運営事業			市民の福祉活動の拠点となる福祉センター(中央福祉センター)を設置し、地域福祉活動のために円滑な運営を図る	R2以前～ R10以降	13,989	社会福祉課
日赤活動資金募集			市長が地区長を務める日本赤十字社の事業として、活動資金募集や献血推進事業を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	社会福祉課
献血推進事業			山口県赤十字血液センターと共に、市内の企業に献血の協力を求めるほか、献血キャンペーンなどのイベントを実施する。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	社会福祉課
福祉関係団体支援事業			市の福祉行政の一環として、山口県更生保護協会、保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会の各地域福祉団体に対して、活動を支援するために補助金等を交付する。 負担金…山口県更生保護協会 補助金…保護司会、原爆被爆者協会、社明運動実施委員会、更生保護女性会	R2以前～ R10以降	399	社会福祉課
遺家族援護事業			市の福祉行政の一環として、山陽小野田市連合遺族会や、沖縄戦没者慰霊祭及び 県戦没者慰霊祭への参列に対して、活動を支援するために、補助金を交付する。 1 山陽小野田市連合遺族会補助金 2 沖縄戦没者慰霊祭参列補助金 3 県戦没者慰霊祭参列補助金	R2以前～ R10以降	257	社会福祉課
戦没者遺族等特別弔慰金事業			戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債を支給する。また、戦没者等の妻及び戦傷病者の妻に対し特別給付金を支給する。	R2以前～ R10以降	23	社会福祉課
戦没者追悼式開催事業			戦没者の御冥福を祈ると共に、戦争の記憶を風化させないために、追悼式を開催する。	R2以前～ R10以降	299	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
社会を明るくする運動推進事業			すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くために、街頭啓発や講演会を実施し、メディアを通じた広報活動を行う。 1 街頭啓発(駅・中学校・高等学校・サンパーク・丸喜厚狭店) 2 社明講演会 3 市広報、ラジオ、新聞広告での周知	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	社会福祉課
地域福祉計画推進事業			社会福祉法第107条に基づき策定した山陽小野田市地域福祉計画の進捗状況を調査、審議し、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行い、総合的かつ計画的に地域福祉計画を推進するため、山陽小野田市地域福祉計画推進委員会を設置する。	R2以前～ R10以降	128	社会福祉課
再犯防止計画推進事業			再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、山陽小野田市における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(「地方再犯防止推進計画」)を策定するため、山陽小野田市再犯防止推進計画策定委員会を設置する。 計画策定後は、「山陽小野田市再犯防止推進計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて見直しを行う等、計画の推進と進行管理を行う。	R3～ R10以降	120	社会福祉課
指導監査事務事業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法に基づき、山陽小野田市のみで事業を行っている社会福祉法人の指導監査に関する事務を福祉部関係4課で各々実施している。そのうち、山陽小野田市社会福祉協議会の法人運営状況を確認し、適切な指導監査を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	社会福祉課
地域協議会の体制整備事業			平成29年4月の社会福祉法改正に伴い、社会福祉充実高を保有する社会福祉法人が地域公益事業を行う「社会福祉充実計画」を策定する際に、地域の意見を聴取する地域協議会を市が実施・運営を支援することとなる。地域協議会は、効率的に開催する観点から、既存の会議体を活用することになる。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	社会福祉課
災害見舞金支給事業			市内において災害が発生した場合、その被災者に対し、被害状況に応じて災害見舞金を支給する。 1 住家(全壊、全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1世帯30,000円・部分焼 1世帯5,000円) 2 事業所(全壊、半壊、半壊及び床上浸水 1事業所30,000円) 3 人命(死亡者1人50,000円・負傷者1人10,000円)	R2以前～ R10以降	250	社会福祉課
災害援護資金貸付事業			災害救助法の適用を受けた自然災害で被災した世帯に対し、条件を満たした貸付対象者に災害援護資金の貸付を行う。	R2以前～ R10以降	10	社会福祉課
被災者関連業務支援システム事業			南海トラフ地震等の大規模災害時において、県下市町が被害認定調査、罹災証明交付、各支援制度管理等の被災者再建支援業務を迅速かつ円滑に実施できることを目的とし、大規模災害時における被災者の迅速な生活再建を実現するため、市町連携し、統一的支援システムを導入し、早期復旧・復興を促進する。	R2以前～ R10以降	352	社会福祉課
避難行動要支援者個別支援計画作成業務事業			災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿については、平成25年に義務化され、毎年更新しているが、個別避難計画の作成は進んでいない。令和3年に災害対策基本法の一部が改正され、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務とし、地方交付税措置を講ずることとされている。 このことから、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に委託し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R4～ R10以降	1,936	社会福祉課
社会福祉法人等指導監査事務			社会福祉法人(保育所9園及び小野田陽光園)に対して法人指導監査を行う。 私立保育所(13園)に対して保育所指導監査を行う。	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	子育て支援課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域型保育事業所指導監 査事務			地域型保育事業所の指導監査を行う。 平成29年度から令和4年度まで対象は2園(ブティット小野 田保育園、こぐま保育園)。 令和5年度から対象は1園(ヤクルト保育園ブティット小野田)	R1以前～ R9以降	ゼロ予算	子育て支援 課
地域協議会開催事業			社会福祉充実残額が生じた社会福祉法人が社会福祉充実計 画を作成する場合、地域公益事業を内容に含む場合は、地域 協議会の開催を経る必要がある。 地域協議会は既存の協議会を活用することが基本とされてい るため、子ども・子育て協議会を地域協議会と位置付けて開催 事務を行う。	R1以前～ R9以降	40	子育て支援 課
社会福祉法人指導監査事 業			山口県からの権限移譲により、平成25年4月から社会福祉法 に基づき、山陽小野田市内のみで事業を行っている社会福祉 法人(16法人)の指導監査に関する事務を福祉部関係課で実 施している。市所管の全社会福祉法人の会計処理に係る指導 監査及び財務諸表等電子開示システムに係る事務等を行う。	R2以前～ R10以降	12	福祉指導監 査室
地域型保育事業所等の認 可及び指導監査事業			地域型保育事業所の認可及び指導監督を行う。 特定教育・保育施設の指導監督を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	福祉指導監 査室
(2)地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進						
民生委員・児童委員活動 支援事業		スマイル エイジ ング	民生委員・児童委員が、地域の方々のおよき相談相手として、ま た行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民 生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R2以前～ R10以降	16,285	社会福祉課
民生委員推薦事業			民生委員推薦会の委員の委嘱及び推薦会の運営を行う。	R2以前～ R10以降	120	社会福祉課
基本施策5 社会保障の安定						
(1)国民健康保険の安定運営						
国民健康保険給付事業			国民健康保険に加入する被保険者へ療養給付、高額療養費 等を給付する。国保連合会を経由し、保険者負担分を医療機 関に支払うほか、被保険者が既に負担した給付部分の補填等 を行う。保険給付に必要な費用に対して、県から普通交付 金が交付される。	R1以前～ R9以降	5,240,256	保険年金課
国民健康保険その他保険 給付事業			国民健康保険被保険者のその他給付として、出産、葬儀等に 要した費用の一部を支給する。出産一時金は2/3が一般会計 繰入金、その他は保険料、葬祭費については、保険料で賄う。	R1以前～ R9以降	22,007	保険年金課
国民健康保険医療費適正 化事業			医療費適正化対策として、国保連合会ヘレセプトの二次点検 を委託する。また、海外療養費についても不正請求対策とし て、国保連合会にて審査点検業務を委託する。	R1以前～ R9以降	2,070	保険年金課
国民健康保険特定健診事 業		スマイル エイジ ング	被保険者を対象とした健康診査を実施し、結果に応じて保健指 導に導くことで、疾病の早期発見と生活習慣の改善を図り、 もって医療費の適正化に資する。 なお、特定健診受診者の自己負担金については、令和元年度 から特別交付金(県繰入金分)により措置されるため無料とし、 特定保健指導に係る利用負担金(積極的支援1,000円、動 機付け支援500円)については、利用促進のため令和2年度 から無料とした。 また、特定健診の未受診については、「AIを活用した行動分析 等による受診勧奨」を、市と民間事業者及び国保連との委託契 約により実施し、令和4年度から定期的な通院をしていることを 理由に受診していない者を対象にみなし健診を実施。	R2以前～ R10以降	56,098	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
特定保健指導事業		スマイル エイジ ング	40歳以上の被保険者を対象に実施している特定健康診査の受診者の内、質問票の内容及び検査結果を基に階層化により選定した特定保健指導対象者に対して、利用勧奨を委託することで利用率の向上を目指す。また、積極的支援及び動機付け支援の保健指導も委託することで被保険者の生活習慣の改善を図り、もって医療費の適正化に資する。	R5～ R10以降	5,377	保険年金課
国民健康保険保健事業		スマイル エイジ ング	国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 国民健康保険医療費通知事業・国民健康保険ジェネリック医薬品推進事業・国民健康保険がん検診事業・こくほシェイプアップ事業・国民健康保険はりきゅう施術費補助事業・国保データベース(KDB)システム運用経費負担事業・医療費適正化啓発パンフレット作成事業	R2以前～ R10以降	16,788	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業		スマイル エイジ ング	国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、市補助金交付規則別表の公共的団体助成金として校区ふるさとづくり推進協議会が実施する国民健康保険健康づくり事業の経費の一部について補助金を交付する。(1団体当たりの補助金額の上限は、27,000円)	R2以前～ R10以降	297	保険年金課
国民健康保険脳ドック事業		スマイル エイジ ング	脳疾患の早期発見、特に脳血管疾患の防止のため、30歳以上の国保被保険者が実施医療機関で脳ドックを受診する費用のうち、およそ85%を助成し、受診者の自己負担額を4,000円とすることで受診を促進し医療費の適正化を図る。定員は180名とし、その年度分の申込みを一斉受付し抽選により受診者を決定する。	R2以前～ R10以降	4,276	保険年金課
国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業		スマイル エイジ ング	糖尿病性腎症は他の疾患と比較し特異に医療費が高む疾患であり、その予防は医療費適正化を推進する上で喫緊の課題である。国・県が策定した糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、本市の糖尿病性腎症の高リスク被保険者(対象者)を抽出し、重症化予防のための保健指導を行う。また、特定健診の結果から受診が必要な対象者に、適切な治療を継続されるよう勧奨を行う。	R2以前～ R10以降	1,994	保険年金課
国民健康保険歯周病検診事業		スマイル エイジ ング	歯周病は、痛みがなく静かに進行し、歯の喪失をもたらす主要な原因疾患であり、また糖尿病などの生活習慣病と関連していると言われている。歯周病の予防は、歯・口腔だけでなく全身の健康の面からも重要であるため、歯周病の検診を行う。対象者は、30歳以上の国保被保険者とし、検診に係る自己負担額を無料とすることで、受診を促進し医療費の適正化を図る。	R2以前～ R10以降	1,650	保険年金課
第3期国保データヘルス計画策定事業			健康寿命の延伸を目標とした、山陽小野田市国民健康保険データヘルス計画について、次期計画である第3期の策定におけるデータ分析等を委託する。	R5～ R5	550	保険年金課
国民健康保険保険料徴収事業			滞納がある場合、督促、催告を行うとともに、夜間窓口の設置や電話等による接触の確保に努める。滞納が長期化する場合、判定委員会において審議の上、短期被保険者証、資格証明書の交付を行う。	R2以前～ R10以降	6,464	保険年金課
国民健康保険一般管理事業			保険給付、納付金以外の国民健康保険の運営に必要な一般管理事業(各種委託、国保運営協議会等)を行う	R2以前～ R10以降	51,844	保険年金課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパーサーなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	4,094	保険年金課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険システム改修事業			国民健康保険制度改正等に対応するため、住民情報システム(国民健康保険システム)の改修、国保総合システムの更新等を行う。 ○令和5年度 国保総合システム機器更新 国保中央会・国保連合会が開発運用している「国保総合システム」は国保制度の基盤をなすもので、公共性の高いインフラである。令和6年3月に更改が予定されていることから、各保険者の業務端末OS等の仕様について指示している。国保連合会にて業務端末の一括調達も予定されていることから、これにあわせ、機器更新を行うもの。	R2以前～ R10以降	2,242	保険年金課
国民健康保険事業費納付事業			平成30年度からの国保制度の広域化に伴い県が財政運営の責任主体となった。運営財源として市町ごとに国保事業費納付金を算定され、納付する。	R2以前～ R10以降	1,577,417	保険年金課
(2)後期高齢者医療制度の円滑な実施						
後期高齢者医療事業(特別会計分)			保険証や納付書等の発送をする。保険料の収納業務を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する。滞納者には督促を行い、過誤納金等は還付処理を行う。	R2以前～ R10以降	1,182,391	保険年金課
後期高齢者医療事業(一般分)			法で定められた療養給付費負担金及び事業運営経費の負担分等を拠出する。	R2以前～ R10以降	931,940	保険年金課
後期高齢者医療 保健事業			後期高齢者医療制度被保険者へ健康診査受診券の発送を行う。また、被保険者の健康増進のため、はり・きゅう施術費の利用の補助(初検料 200円、1術 700円、2術 800円)を行い、医療費の適正化につなげる。	R2以前～ R10以降	2,636	保険年金課
住民情報システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパーサーなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	450	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		スマイル エイジン グ	高齢者は、健康な状態と要介護状態の間に位置し身体的機能や認知機能の低下が見られる状態、いわゆるフレイル状態になりやすい傾向にあるため、高齢者の保健事業と介護予防の実施に当たっては、効果的かつ効率的で、高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応を行うことが必要である。 こうした状況を踏まえ、市町村が中心となって高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等に関する規程を盛り込んだ法律が令和2年4月1日から施行された。 また、この事業は、令和6年度までに、すべての市区町村において実施することとなっている。 具体的には、KDBシステムを活用して課題を抽出し、通いの場等で、運動、口腔、栄養、社会参加などその地域に合った内容で、フレイル予防などの健康教育や健康相談等の事業を実施する。	R3～ R10以降	3,451	保険年金課
(3)低所得者福祉の充実						
行旅困窮者一時保護事業			行旅困窮者の一時保護として、行き先に応じ、隣接市までの切符を支給する。	R2以前～ R10以降	192	社会福祉課
行旅病人死亡人取扱業務			行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する旅行者や行旅死亡人について、救護又遺体の火葬を行う。	R2以前～ R10以降	1,407	社会福祉課
無縁墓地の管理			無縁物故者の遺骨の管理及び無縁墓地の清掃管理を行う。	R2以前～ R10以降	3	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生活困窮者自立相談支援事業			市が委託する実施事業者(自立相談支援機関)が、生活困窮者からの相談を受け、申込みを行った者に対して自立に向けた各種支援を行う。実施事業者は自治体関係課及び外部関係機関で構成される支援調整会議において、支援方法等調整したうえで支援を行う。	R2以前～ R10以降	9,240	社会福祉課
生活困窮者就労準備支援事業			生活習慣が身につけていない等の理由により就労が困難な者に生活習慣を身につけさせ、あるいは他人とのコミュニケーションのとり方などの支援を計画的に実施する。	R2以前～ R10以降	5,180	社会福祉課
住居確保給付金支給事業			離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減収し、離職・廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住宅を喪失した者または住居を喪失するおそれのある者に対して、生活保護法の基準による家賃を上限として、原則3ヶ月(最長9ヶ月)間、家賃相当額を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行う。	R2以前～ R10以降	1,530	社会福祉課
生活保護費支給事業			生活困窮者に生活保護費を支給することで、最低限度の健康で文化的な生活を保障する。生活困窮者から保護受給の相談を受けた後、申請意思のある者から申請書を受取り、審査後可否を決定する。保護決定後は、生活指導と共に、就労支援等を行い、自立を助長する。	R2以前～ R10以降	1,073,950	社会福祉課
生活保護一般管理業務(単独)			生活保護受給者のうち施設入所者については、その施設管理者と連携し適切な指導について打ち合わせを行い、医療扶助受給者については、受療状況等について嘱託医の助言を受ける。また社会福祉主事の資格を有しない職員に資格取得のため、通信講座を受講させ、法令等関係書籍の購入により、CWの知識や能力の向上を図る。	R2以前～ R10以降	3,479	社会福祉課
生活保護適正化事業(医療扶助適正化分)			生活保護受給者の医療扶助適正化のため、レセプト点検を実施する。	R2以前～ R10以降	520	社会福祉課
生活保護適正化事業(収入資産把握事業分)			適正な保護の実施のため、生活保護申請者の収入・資産等の状況を調査する。	R2以前～ R10以降	150	社会福祉課
生活保護適正化事業(体制強化事業分)			警察官OBを面接支援員として採用し、ケースワーカーや査察指導員等の職員が、問題のある生保相談者及び受給者と面接相談を行う際に、同席してもらい、指導、助言を受ける。	R2以前～ R10以降	3,595	社会福祉課
被保護者就労支援事業			被保護者就労支援事業として、就労支援員を積極的に活用し、受給者の就労自立を支援する。	R2以前～ R10以降	4,083	社会福祉課
被保護者健康管理支援事業		スマイル エイジン グ	生活保護利用者の健康管理を支援し、データに基づいた生活習慣病の予防・重症化予防の推進と適正受診指導による医療扶助費の適正化を進める。なお、本事業は令和3年1月から必須事業となっており、本市においても、これまでの情報分析を踏まえて令和3年10月より事業開始。	R2以前～ R10以降	1,534	社会福祉課
査察指導機能強化			査察指導員については、社会福祉法第15条において設置が義務付けられており、ケースワーカーの指導監督を業務としている。また、生活保護が抱える多くの課題を解決するには、組織としての査察指導体制が十分に機能することが不可欠であることから、生活保護査察指導員の職務能力の向上を図り、もって生活保護制度の適正な実施に努める。	R3～ R10以降	68	社会福祉課
医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けたシステム改修事業			全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)に基づいた厚生労働省からの生活保護の医療扶助においてオンライン資格確認の導入を指示する通知に則り、令和5年5月システム完成(運用テスト)～令和6年3月運用開始に向けシステムを改修することで、生活保護制度の適正で持続可能な運用に資する。	R5～ R10以降	8,085	社会福祉課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
基本施策6 健康づくりの推進 (1)地域ぐるみの健康づくりの充実						
総合的な人材育成事業(高齢福祉課分)			山口県市町保健師研究協議会に加入し、同協議会が主催する研修会の受講及び情報提供を受けることを通じて保健師の資質向上を図る。	R2以前～ R10以降	15	高齢福祉課
健康増進計画推進事業(健康フェスタ)		スマイル エイジ ング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R2以前～ R10以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業(健康増進計画推進委員会支援事業)		スマイル エイジ ング	令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R2以前～ R10以降	112	健康増進課
食育推進計画の推進		スマイル エイジ ング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、令和元年度から推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を生かした食育事業を展開する。また、主体的な活動ができるよう支援し、食に関するネットワークの強化を行う。	R2以前～ R10以降	233	健康増進課
食育推進会議		スマイル エイジ ング	平成23年に第1次山陽小野田市食育推進計画を策定。平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画を策定し、平成31年度から推進。 第2次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R2以前～ R10以降	130	健康増進課
他課技術支援事業			市民が健康的な生活を実践できるよう、専門的な立場でライフステージや分野に応じた指導・助言する。専門職不在の課、または、マンパワー等が不足する高齢福祉課、保険年金課業務、子育て支援課等の他課主管事業において、連携を図り、技術支援や協働で事業を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		理科大 スマイル エイジ ング	山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R2以前～ R10以降	500	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)		スマイル エイジ ング	市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R2以前～ R10以降	81	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ		スマイル エイジ ング	市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R2以前～ R10以降	16	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング推進事業		スマイル エイジ ング	①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R2以前～ R10以降	105	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業		スマイル エイジ ング	スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R2以前～ R10以降	317	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業		スマイル エイジ ング	スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につながる。	R2以前～ R10以降	300	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		理科大 スマイル エイジ ング	スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4～ R10以降	363	健康増進課
自殺対策事業		スマイル エイジ ング	自殺対策基本法の改正(H28.4)や国の自殺対策大綱の見直し(H29.7)、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定した。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にコロナ禍の今だからこそ、こころの支援体制を強化する。	R2以前～ R10以降	80	健康増進課
ひきこもり支援事業		スマイル エイジ ング	ひきこもり状態にある者(半年以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態)、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族が、地域の中で相談できる体制を整備する。	R2以前～ R10以降	2,125	健康増進課
総合的な人材育成事業			山口県市町栄養士研究協議会及び山口県市町保健師研究協議会に加入し、両協議会主催の研修会への参加や情報の供与を受けることにより、栄養士・保健師の資質の向上を図る。また日本公衆衛生学会や中四国ブロック研修については市町保健師研究協議会からの派遣事業があり、参加費及び旅費等の助成があるため活用することとする。	R2以前～ R10以降	54	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジ ング	平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R2以前～ R10以降	250	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援		スマイル エイジ ング	昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R2以前～ R10以降	794	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
(2)地域保健サービスの充実						
健康手帳の活用		スマイル エイジ ング	自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R2以前～ R10以降	3	健康増進課
成人保健健康教育		スマイル エイジ ング	市が主催で行う健康教育を実施する。	R2以前～ R10以降	317	健康増進課
成人健康相談事業		スマイル エイジ ング	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R2以前～ R10以降	207	健康増進課
成人訪問指導事業		スマイル エイジ ング	がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で非肥満者及びクレアチニン検査値・低アルブミン値で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R2以前～ R10以降	65	健康増進課
生保等の健康診査		スマイル エイジ ング	健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R2以前～ R10以降	282	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)		スマイル エイジ ング	健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R2以前～ R10以降	72,624	健康増進課
結核検診		スマイル エイジ ング	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R2以前～ R10以降	1,520	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業		スマイル エイジ ング	①個別の受診勧奨・再勧奨(胃がんターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R2以前～ R10以降	1,666	健康増進課
健康マイレージ事業		スマイル エイジ ング	本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市も一緒に行う。参加者はチャレンジシートを入手し、健康づくりを実践し、ポイントを貯める、もしくは健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)や抽選で景品があたるという仕組み。現在のコロナ禍の中でスマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。	R2以前～ R10以降	136	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業		スマイル エイジ ング	女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②38歳女性を対象にお試し乳がん検診実施③女性限定託児付の集団検診実施	R2以前～ R10以降	847	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
若者健康診査		スマイル エイジ ング	健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R2以前～ R10以降	517	健康増進課
がん患者医療用補整具購入費助成事業			がん患者の心理的・経済的負担の軽減を図るため、がん治療に伴う脱毛や乳房切除等によりウィッグや補整下着等を購入する費用の一部を助成することで、QOLの向上及び社会参加へつなぐ。	R4～ R10以降	306	健康増進課
定期予防接種事業		スマイル エイジ ング	予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R2以前～ R10以降	215,451	健康増進課
ポリオ2次感染対策事業			予防接種法、ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施要綱により、健康被害に対する給付事業を実施する。	R2以前～ R10以降	2,704	健康増進課
風しん対策事業		スマイル エイジ ング	国においては、昨今の風しんの流行状況に鑑み、抗体保有率の低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象とした抗体検査及びその検査結果が陰性の人への予防接種を全国的に緊急に行う、感染拡大防止対策を講じることとした。風しんは妊娠中の女性が感染すると、子どもに「先天性風しん症候群」を生じる恐れがあることから、安心して子育てができる環境づくりの一端として実施する。	R2以前～ R6	5,558	健康増進課
成人用肺炎球菌予防接種 勸奨事業		スマイル エイジ ング	成人用肺炎球菌予防接種は、平成26年10月より定期予防接種とされ、当初は5年間の時限措置であったが、令和5年度まで延長されることとなった。スマイルエイジング(知守)を進めていくうえで、予防接種は重要な要素であり、本市の死因第3位である肺炎の罹患率を低下させるためにも勸奨等を強化する。 ※令和6年度以降は、65歳の方のみの勸奨となる。	R2以前～ R6	213	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャ ッチアップ接種事業		スマイル エイジ ング	令和3年11月26日に施行された「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正により子宮頸がんワクチンの積極的勸奨が令和4年4月から再開された。これまでの積極的勸奨の差し控えにより接種機会を逃した方について、公平な接種機会を確保する観点から時限的にキャッチアップ接種を行う。また、本事業の対象者の内、既に任意接種でワクチンを接種した方に対して、その費用を助成する。	R4～ R6	24,382	健康増進課
定期予防接種事業(システ ム改修)			令和5年4月1日より、子宮頸がんワクチンの定期接種として使用可能なワクチンに「9価HPVワクチン」が追加されることに伴い、市の健康管理システムの改修を行い、台帳管理及び市民がマイナポータル等で閲覧できるようにする。	R5～ R5	1,034	健康増進課
基本施策7 地域医療体制の充実						
(1)医療体制の維持・充実						
AED管理事業		スマイル エイジ ング	平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置個所を72箇所を増やし充実を図った。	R2以前～ R10以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心セン ター事業)		スマイル エイジ ング	住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R2以前～ R10以降	1,073	健康増進課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小児一次救急医療体制確保事業		スマイル エイジン グ	昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなってきた。 そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4～ R10以降	3,289	健康増進課
休日救急医療対策事業		スマイル エイジン グ	山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきている。そのため、休日救急医療については、広域化を含めいづれ宇部市と協議が必要になると思われる。	R2以前～ R10以降	5,896	健康増進課
小児救急圏域医療体制確保事業		スマイル エイジン グ	宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R6	3,000	健康増進課
二次救急医療体制支援事業		スマイル エイジン グ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R2以前～ R10以降	8,741	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)		スマイル エイジン グ	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R2以前～ R10以降	1,313	健康増進課
地域医療連携情報ネットワーク運営負担事業		スマイル エイジン グ	全国的に医師不足であり、診療体制の縮小が余儀なくされる中、地域の限られた医療資源を効果的・効率的に活用するためには、「医療機関完結型」ではなく「地域医療連携による地域完結型医療」の推進が重要となっている。そのため、医療圏に点在する患者情報を集約、共有し、医療資源の最適化を図るとともに、地域における質の高い一貫した地域医療体制の整備を図る。(通称:さんさんネット)	R2以前～ R10以降	310	健康増進課
公的病院支援事業			公的病院による地域医療対策を安定的に行うため、小野田赤十字病院に助成金を交付し財政的支援を行う。一昨年度から新型コロナウイルス感染症の感染対策事業についても、多大な協力をいただき市民の安心安全に寄与している。 また新型コロナウイルスワクチン接種についても、ワクチン管理や接種に協力していただいている。	R2以前～ R10以降	7,500	健康増進課
産科医等確保支援事業	2-(1)		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R2以前～ R10以降	3,000	健康増進課
広域災害救急医療情報システム事業		スマイル エイジン グ	広域災害時や救急時に必要な医療機関の情報を提供するとともに、適切な医療機関の選定や関係機関と連携し医療法に基づく県内医療機関の医療機能情報の公表を行う	R2以前～ R10以降	10	健康増進課
あん摩マッサージ指圧等の施術所管理事業			あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法により、施術所届出受理、新規届出施術所へ立ち入り検査が必要である。平成23年度から県特例条例による移譲事務により市が実施している。	R2以前～ R10以降	8	健康増進課
(2)市民病院の健全経営						
院内保育所運営事業			医師、看護師等の医療従事者の確保対策として、院内保育所を運営する。 また、市内の医療機関の連携を目的に、市内医療機関に従事する職員の子供の保育を行う。	R2以前～ R10以降	13,200	病院局

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
医師確保事業			医師確保のため、他院の医師による当直回数を可能な限り増やし、医師の負担を軽減する。また、医師クレークの確保により医師の負担を軽減する。	R2以前～ R10以降	25,967	病院局
医療機器更新事業(通常分)			医療機器を整備し、診療内容の充実を図り、来院患者数、診療単価を増加させ医業収益の増収を図る。	R2以前～ R10以降	259,000	病院局